

鍊成館及び津島市立図書館自動販売機の設置に係る仕様書

1 施設使用形態

自動販売機の設置は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 2 項第 4 号の規定に基づき、津島市（以下「甲」という。）が設置事業者（以下「乙」という。）に対し、行政財産である建物の一部を貸付ける方法により行う。

2 貸付期間

令和 5 年 9 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで（2 年 7 か月間、更新なし）とする。

3 貸付料

貸付料は、自動販売機の売上に貸付料率の割合を乗じて得た金額（1 円未満は切り捨て）に、別途消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。

4 貸付料の納付

設置事業者は、売上状況を 3 か月ごとに取りまとめ、四半期最終月の翌月 15 日までに売上報告書を甲に提出することとし、甲が発行する納入通知書により四半期最終月の翌月の月末までに貸付料を納付すること。

なお、令和 5 年度については年度途中からの貸付けとなるため、別途甲の指定する期間での売上報告書を提出し、甲が発行する納入通知書により別途甲が指定する期日までに貸付料を納付すること。

5 必要経費

(1) 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費及び移転費等はすべて乙の負担とし、その方法は甲の指示に従うこと。

(2) 本契約に基づき設置した自動販売機に電気を使用する場合は、使用量を計る専用メーターを乙の負担により設置すること。

(3) 光熱水費については、乙の負担とする。

甲が、前項の専用メーターの使用量を基に算出（実績月の平均単価により算出）した光熱水費を、甲が発行する納入通知書により甲が指定する期限までに納入すること。

(4) 電気工事が必要になる場合の工事の実施及び費用負担は、乙の負担とすること。

6 設置機器の使用について

設置する自動販売機の機器については、次に掲げる条件を満たしたものとする。

(1) ノンフロン対応、ヒートポンプ式省電力タイプなど、環境に十分配慮した機種とすること。

(2) 新旧 500 円硬貨及び 1,000 円札紙幣が使用できること。

(3) 別表 1 で定めた設置場所の範囲を超えないものとする。

(4) 自動販売機の設置にあたっては、耐震対策を施すこと。その際、可能な限り建物の躯体に負担がかからない方法で設置すること。また、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。

(5) 自動販売機の設置にあたっては、転倒防止「自動販売機の据付基準」(JIS 規格)を遵守した措置を講ずること。

(6) キャッシュレス決済に対応できる機能を備えた機種であること。

(7) ユニバーサルデザインを考慮し、次の条件を満たした機種であること。

ア 屈まず楽な姿勢で商品を取り出せる構造になっていること。

イ 硬貨投入口が受け皿型（一括投入方式）となっていること。

ウ 硬貨レバーは小さな力で容易に操作できるものであること。

エ 硬貨返却口は、片手で硬貨を取り出せる構造であること。

オ 紙幣挿入口は、片手で操作できる構造であること。

カ 通常の商品選択ボタンに加え、低い位置（車いす対応）にもボタンがあること。

(8) おおむね1年以内に製造された未使用品であること。

7 販売品目について

(1) 酒類の販売は行わないこと。

(2) 販売品目については、清涼飲料水（缶・ペットボトル等密閉式の容器に限る）とすること。

(3) 販売価格は、標準販売価格以下の価格とし、双方協議のうえ決定すること。

(4) 販売品目の具体的な商品構成については、落札決定後、事前に甲と協議を行うこと。

8 利用上の制限について

契約期間中は、次の事項を遵守すること。

(1) 入札条件を遵守し、貸付料及び光熱水費を期限までに確実に納付すること。

(2) 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡または転借しないこと。

(3) 販売品の搬入、廃棄物の搬出時間及び経路については、甲の指示に従うこと。

9 維持管理について

契約期間中は、次の事項を遵守すること。

(1) 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、乙が行うこと。特に不良品点検（賞味期限切れ等）は厳しく管理すること。

(2) 自動販売機に併設して、販売品の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを自動販売機1台に対し1個以上設置し、乙の責任で適切に回収すること。

(3) 衛生管理及び感染症対策については、関連法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。

(4) 自動販売機の設置後は、定期的に安全面に問題がないか確認すること。

(5) 自動販売機の故障、問合せ及び苦情の際の乙の連絡先を明記し、乙の責任において対応すること。

10 設置場所の条件等

設置場所の条件等は別表2のとおりとする。また、各自動販売機及び容器回収ボックスは別紙1及び2にて図示した貸付部分、設置場所とする。

11 原状回復について

乙は、契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復すること。
なお、原状回復に際し、乙は一切の保障を甲に請求することはできないものとする。

12 契約解除について

(1) 落札者が次の各号の一に該当する場合には、甲は契約を解除することができるものとする。

ア 契約後、契約について不正の事実が発見された場合

イ 前各号のほか、法令等又は契約に違反した場合

(2) 契約期間中において、甲の策定する計画その他の方針により、当該施設を廃止することとした場合その他甲の事情により契約の継続が困難となった場合は、甲は、乙に対し、契約解除の協議を求めることができるものとする。

別表1 貸付物件(合計4台)

設置場所	台数 (回収ボックスを含む)	貸付面積
鍊成館	2台	3 m ²
津島市立図書館	2台	3 m ²
合計	4台	

別表2 設置場所の概要

・ 錬成館

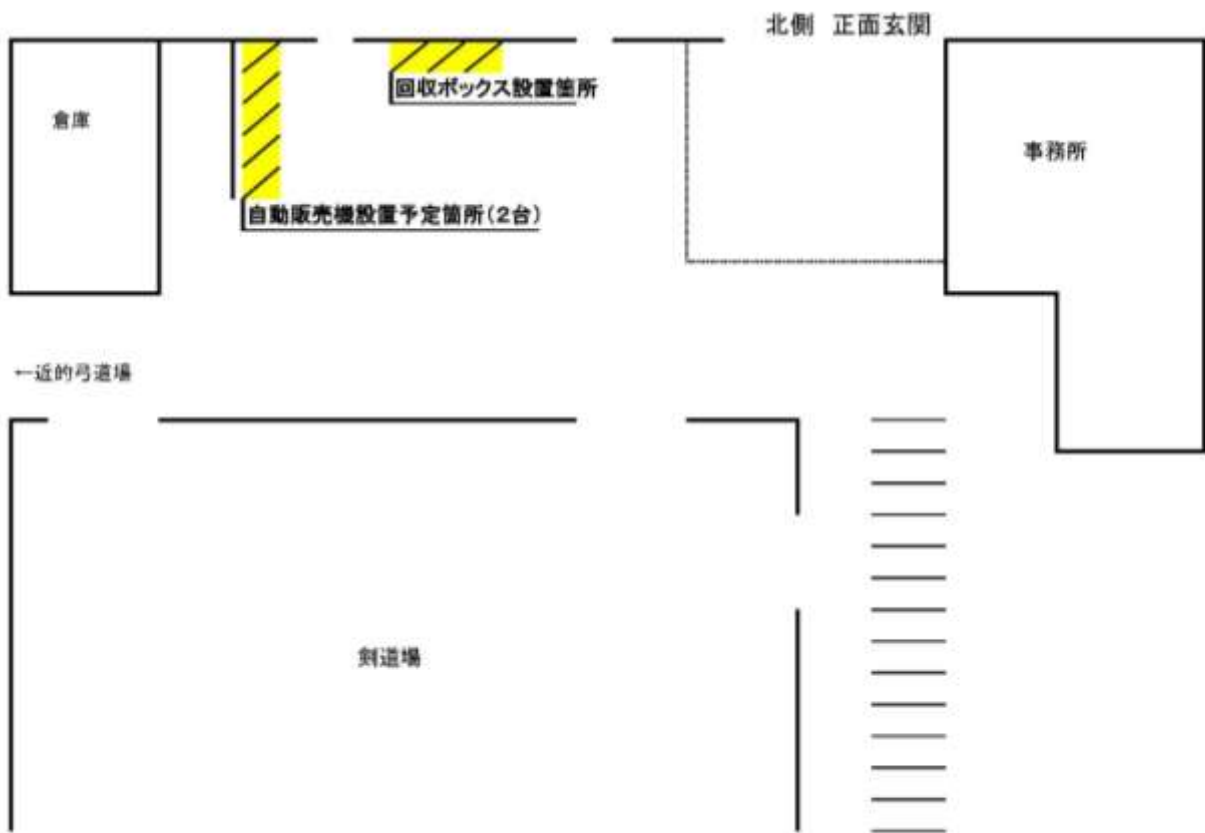
区 分	内 容
所在地	津島市中一色町中山 26 番地
設置場所	別紙 1 のとおり
開館時間	午前 9 時から午後 9 時 30 分まで
休館日	月曜日（国民の祝日に関する法律に規定する休日に該当する場合を除く）、年末年始（1/1～3、12/29～31）
年間利用者数	68,547 人（令和 4 年度実績）
その他	柔道、剣道、弓道、空手道等に利用され、練習のほか各種大会も開催されている。

・ 津島市立図書館

区 分	内 容
所在地	津島市老松町 1 番地 1
設置場所	別紙 2 のとおり
開館時間	午前 9 時から午後 6 時まで（7 月、8 月は午後 7 時まで）
休館日	第 4 火曜日、年末年始（1/1～3、12/29～31）、特別整理休館日（概ね 11 月中旬から下旬まで）
年間利用者数	148,963 人（令和 4 年度実績）

別紙 1

・ 鍊成館 1 階



別紙 2

・津島市立図書館 1 階

